

議 案 第 6 号

富士見市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

富士見市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39
年条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年2月19日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

非常勤嘱託職員の報酬の改定等を行うため、富士見市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1
項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

富士見市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表32の項中「富士見市空家等対策協議会委員」を「空家等対策協議会委員」に改め、同表44の項中「歯科口腔保健推進委員会委員」を「都市計画基本方針策定委員会委員」に改め、同表74の項中「237,180円」を「238,780円」に、「18,160円」を「18,240円」に、「1,590円」を「1,600円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の富士見市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた報酬について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた報酬については、なお従前の例による。